

日本海総支部 重点取組事項の確認

ご安全に！

非常に残念ですが、平成 31 年に入り、死亡災害が連続 3 件発生するという由々しき事態となりました。藤木会長からの「死亡災害の急増に対する緊急の労働災害防止対策について（要請）」（1 月 24 日付け）にあります重点取組事項 3 点について確認を致します。

1. 経営トップ等による特別巡視（パトロール）等の実施
2. 各職場、作業上において、安全に作業するよう環境を整えても、作業員自身が危険を認識して作業に当たらなければ事故は防げないことに留意しつつ、安全最優先を念頭に安全衛生総点検を実施し、必要な対策を実施すること。
3. 作業の実施に当たって、次の事項が実施されるよう必要な措置を取ること。
 - ア. 作業の開始時に作業員全員の参加による KY(危険予知)活動の実施と安全ポイントの指差唱和
 - イ. 荷役運搬機械等の運転等に際しては、周囲の状況、作業時の退避状況等の安全確認を徹底すること。
また、機械等と作業員の導線が交差することのないよう配慮すること
 - ウ. 墜落・転落のおそれのある場所での手すりの設置や親綱の設置と安全带使用の励行
 - エ. 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行と海際の作業における救命胴衣の着用の徹底
 - オ. 船内荷役作業主任者や沿岸荷役主任者の選任を適切に行い、作業手順の遵守、作業間の調整、退避状況の確認、保護具の使用状況の監視等その職務を確実にこなすこと

1. 経営トップ等による特別巡視（パトロール）等の実施

今回の日本海総支部 重篤災害撲滅 緊急総決起集会は、2019 年 1 月中に①名古屋港にてガントリークレーンに吊り上げられたコンテナが振れ、既積のコンテナとの間に挟まれた災害、②新居浜港にて石炭の荷揚げ作業中に船倉内でブルドーザーと船壁の間に挟まれた災害、③博多港にて RO-RO 船内でコンテナを積んだシャーシを誘導中に既積みのシャーシとの間にはさまれた災害という 3 件もの死亡災害が連続して発生したことを受け、緊急に開催するものであります。

今回の 3 件の事故の型は「はさまれ」となっております。

現時点で詳細続報未入手の災害がありますが、3 件とも「人」対「機械、吊荷など動くモノ」で発生した災害と言えます。

コンテナ、船内掻き出し作業、RO-RO 船と、いずれの作業につきましても、日本海総支部会員店社で同様の荷役を行っており、決して他人事ではありません。

各会員店社に置かれましては、経営トップ以下特別巡視等実施していただき、特にこの度の災害原因となりました、「人」と「機械、吊荷など動くモノ」が接近していないか重点的に確認し、接近しているような作業実態があれば即時解消して同様の労働災害発生を防止するよう、各支部での周知をお願いします。

2. 各職場、作業場において、安全に作業するよう環境を整えても、作業者自身が危険を認識して作業に当たらなければ事故は防げないことに留意しつつ、安全最優先を念頭に安全衛生総点検を実施し、必要な対策を実施すること。

昨今の雇用状況は、就職希望者の売り手市場となっており、各店社とも労働力の確保に苦慮されていることと思います。せっかく縁あって共に働く貴重な仲間が、痛い思い、苦しい思いをすることがないようにしていかなくてはならないことは、みなさん共通の認識であると思います。

港湾の仕事は、使用している機械や取り扱っている貨物が大きいことから、ひとたび接触、挟まれなどに巻き込まれると重大災害、死亡災害につながるような作業であります。

一人ひとりの危険に対する感受性を高め、無理な作業、危険な作業、手順から外れる作業には立ち止まる勇気が求められます。

これを実践するには、過去の事例に学ぶこと、同じ失敗をしないため繰り返しの教育が必要です。

定められた手順、講じられた対策の根拠となる過去の災害、失敗、それを受けて定められた法規制など作業者に繰り返し教育することで、自ら「やらなければならないこと、やってはいけないこと」の意味を知り、危険に近づかないことができるのではないのでしょうか。

3. 作業の実施に当たって、次の事項が実施されるよう必要な措置を取ること。

ア. 作業の開始時に作業者全員の参加による KY（危険予知）活動の実施と安全ポイントの指差唱和

作業者全員が特に注意すべき点を作業開始前に確認することで、作業への習熟度を問わずポイントを再確認できます。

イ. 荷役運搬機械等の運転等に際しては、周囲の状況、作業時の退避状況等の安全確認を徹底すること。また、機械等と作業者の導線が交差することのないよう配慮すること。

今回の事件事例にもありますとおり、荷役運搬機械の運転手のみが安全確認を徹底すれば良いのではなく、共同作業側も動くモノに近づかないことが必要であると思います。

はさまれ、巻き込まれは平成 20 年～平成 29 年までの死亡災害発生状況の中で最も多い型の災害です。作業範囲を分けすることができるのであれば、立入禁止措置を講じる、同じ作業場所で同時に行わなくて良いものは、作業時間を分けるなどについて検討することも必要かと思えます。

ウ. 墜落・転落のおそれのある場所での手すりの設置や親綱の設置と安全帯の使用の励行

墜落・転落は貨物運送事業にて休業 4 日以上死傷者件数が最も多い災害です。(2 番目：はさまれ・巻き込まれ)

墜落制止器具などを使用し、墜落・転落しても助かることを第一に考えていきましょう。

エ. 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行と海際の作業における救命胴衣の着用の徹底

過去には、綱取り作業中の作業員が岸壁から海中に転落したという事故が発生しました。

転落した場合、着用している服に水が入る、服が体に張り付く、装備の重量で浮力が十分に得られない、船体と防舷材との間に挟まれるなど数多くの危険があります。

転落しない、転落しても助かる、助けることができるということを第一に考えていきましょう。

オ. 船内荷役作業主任者や沿岸荷役主任者の選任を適切に行い、作業手順の遵守、作業間の調整、退避状況の確認、保護具の使用状況の監視等その職務を確実に行わせること。

作業手順の遵守には、作業員が作業手順の内容を理解し、手順に迷ったら手順書を確認できるようにすることが大切です。

また、ルール改正や、使用する器具の変更、効率化のため常に作業手順書を読み直し、改善できるところは改善することも必要となります。

退避状況の確認は、今回発生した3件の死亡災害について、被災者が発生場所にいなければ災害の発生を防げたと言えると思います。

ただ退避しなさいというわけではなく、具体的に「〇〇するときには、〇〇の場所に退避する」、「〇〇が〇〇にいることを確認してから操作ボタンを押す」などのルールを作成する必要があると考えます。

保護具について、着用していたヘルメットのアゴ紐が緩く、転落時にヘルメットが脱げたことで頭部を受傷したという例があります。

保護具を正しく使用することは、ケガを最小限に抑える手段となります。

日本海総支部でも、平成19年7月新潟で発生したコンテナ船船内作業中の転落死亡災害、平成24年2月境港で発生したチップ船内作業中の転落死亡災害という大切な仲間を失う悲しい経験をしております。

転落、挟まれ、衝突など、どれをとっても無傷でいられる事故はありません。

1月に発生した死亡災害の被災者は、40歳の働き盛りの人、22歳、20歳と若く、経験の浅い人が被災者となっております。

ご家族、ご友人、同僚、上司、部下のショックは計り知れません。

災害事例は、私たちへの警鐘です。

私たちに自らの作業を振り返る機会を与えてくれているのです。

われわれ日本海総支部会員店社では、誰も悲しい思いをしないという決意を胸に上記3点の重点取組事項を実施します。